

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、翌日の
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（五件）（農村整備課）
土地改良事業の変更認可申請の適否の決定（二件）（シ）
生産事業者の登録の失効（造林課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 正 誤 平成二年二月鳥取県告示第百二十号中訂正
平成二年二月鳥取県告示第百二十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第百四十二号
鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 目	発 行 番号等	類 別
3604	雑誌その他 の刊行物	いかせ上手	LA-TE	表示された発 行所名
3605	"	本誌誌聞 秘密遊戯	LA-TRD	トリヌ出版
3606	"	BANANA PRESS	B3-K	トリヌ出版
3607	"	THEララジャーヌ	LJ-2-K	トリヌ出版
3608	"	しゃぶりつき クランメント	LA-TRF	Do 企画
3609	"	少女LIP	SL-3-K	Do 企画
3610	"	SWEET	ST-3-K	Do 企画
3611	"	SPOON vol.36	SP-3-K	Do 企画
3612	"	性剣魔II	LA-TR2	Do 企画
3613	"	HUMMING	HM-3-K	Do 企画
3614	"	本誌誌聞 クランメント	LA-TRC	Do 企画

3615	"	MESSAGE	ME—K 3—K	Do企画
3616	"	オレンジ通信 11月号	雑誌コー P021 89—11	株式会社東京三社
3617	"	コスモス通信 11月号	雑誌 1396 8—11	考友社出版株式会社
3618	"	CITY PRESS 11月号	雑誌 0433 9—11	株式会社東京三社
3619	"	美少女 CLUB 11月号	雑誌 0763 5—11	株式会社サン出版
3620	"	セクシー・アクシオン アクシオンボーイ 11月号増刊	雑誌 0551 4—11	株式会社サン出版
3621	"	THEポッキー通信 2月号	なし	三共図書出版社
3622	"	HARDギヤル 2月号	なし	三共図書出版社
3623	"	ビデオグラフィック 2月号	雑誌コー P133 79—2	株式会社浪速書房
3624	"	カルソフ写真 2月号	なし	三共図書出版社
3625	"	GAL情報 3月号	なし	三共図書出版社
3626	"	GALS STORY 3月号 極上写真	なし	三共図書出版社
3627	"	ザ・ベストMAGAZINE 3月号	雑誌コー P140 03—3	KKベストセラー
3628	"	ピーチ通信 3月号	なし	三共図書出版社
3629	"	ポッキー通信 3増刊 投票写真	雑誌コー P128 72—3	株式会社浪速書房

鳥取県告示第四百十三号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）松上地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

八東町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）北山地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十五号

淀江町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業小波地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十六号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十七号

溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業長慶谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

滞口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十八号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（善谷）地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十九号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）立石地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基

づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の者の氏名	住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百一	中村 次男	八頭郡智頭町大字駒婦七九	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	中村次男苗畑	八頭郡智頭町大字駒婦
百十五	坂本美代子	字穂見二二〇 大	"	坂本美代子苗畑	" 大字穂見

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

正 誤

平成二年二月鳥取県告示第二百十号（土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定について）中次の箇所（誤りがあったので、訂正する。）

頁 段 行 誤 正
八 上 後ろから四 日野町長 日野町役場

平成二年二月鳥取県告示第二百二十四号（土地改良事業の工事の完了について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
十 上 三 平成二年 月六日 平成二年二月六日

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機					酋長さん七	奥村遊機株式会社
					大和II	
					大和II-M	
					チャンスホール10A	
					1M	
マンモス		ミサイル			株式会社三洋物産	
ピヨピヨII						

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

（定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。））